

【大綱 1. 応急救助費について】伺います。

①宮城県は、令和 4 年 7 月大雨において、災害救助法適用を緊急安全確保（レベル 5）の大崎市と松島町（まち）の 2 市町に限定しました。その結果、適用されなかった他の市町と、支援の格差が生じ、救済されないままの被災者が取り残されています。涌谷町（ちょう）と美里町（まち）は、全町に対して垂直避難を呼びかけ、出来川決壊や越水対応に追われ、避難所開設にさえ至りませんでした。例えば美里町（まち）笹館地区では出来川からの越水で住宅 12 棟が浸水し 6 世帯 11 人が救助されました。災害救助法適用基準 4 号「災害が発生し、生命・身体への危害又はそのおそれが生じた場合」の規定を生かし、災害救助法をもっと広域で適用すべきだったのではありませんか？伺います。

●令和 4 年 7 月付内閣府「災害救助法の概要」によれば、4 号基準は「発災後の迅速な適用が可能であるが、被害の程度が不明確な状況での適用を都道府県が逡巡する傾向がある」が、「4 号基準による適用を積極的にすすめるべき」とあります。大崎市・松島町に法適用した後の、7 月 16 日 14 時 30 分に出来川の涌谷町にかかる箇所が決壊、その後、美里町にかかる箇所が越水しています。涌谷町・美里町から県が報告を受けた時点で、災害救助法を追加適用すべきだったのではありませんか？伺います。

②今回、残念ながら災害救助法が適用されなかった市町村の被災者は、大規模半壊 1 件、中規模半壊 8 件、半壊 14 件、準半壊が 40 件となります。災害救助法の基本原則の第一は「平等の原則」です。これらの方々にも応急修理と同等の支援を、県独自に講ずることを求めます。全額県が負担しても最大 2778 万 5 千円です。いかがですか？

●同じ被害を受けているのに、同じ支援がなされないままの現状はあまりにも不公平です。今回残念ながら、災害救助法を適用しないで、取り残されたままとなっている市町村の被災者を宮城県が独自予算・制度創設でカバーするのは、当然の事と思います。知事、いかがですか？（言い切り）

③宮城県は令和 3 年 2 月と今年 3 月の福島県沖地震の時に国からの 1/2 交付金措置を使い、県独自の被災者生活再建支援制度を作りましたが、恒久的な制度にはしませんでした。今回の 7 月大雨災害は、国の制度の適用となる市町村が 1 つもありませんでしたが、全額県が負担しても最大 4000 万円の予算で済みます。国の支援がなくても、県の被災者住宅再建支援事業補助制度を適用する事を求めます。いかがですか？

●宮城県は国の制度を補完する県独自の恒久的な制度を持っていない数少ない県の一つです。県独自の生活再建支援制度の創設など公的支援の充実、公助にこそ力を尽くす事を強く求めます（言い切り）

④ 損害割合 10%未満の一部損壊世帯は、今回も被害の 79%を占めています。今年 3 月の福島県沖地震の被災者へ福島県は独自に、一部損壊世帯のうち 20 万以上の修理費がかかった世帯に対し、市町村が 1 万円、県が 9 万円、計 10 万円を支給する支援策を講じています。一部損壊世帯への公的支援は、生活再建のきっかけ、励ましにもなり、在宅被災者と言われる世帯をなくしていく施策にもつながります。以前も我が会派で求めましたが、宮城県でも、市町村と相談して、一部損壊世帯への支援制度を創設することを再度求めます。いかがですか？

●行政が被災世帯への支援を民間の水災保険加入支援のみとし、自己責任にすることは、結局のところ低所得世帯を置き去りにするものです。県の予備費は今年度 10 億円の予算に対し執行額は 4,200 万円で、まだ 9 億 5800 万円あります。このほんの一部、1 億円未満で県独自の応急修理制度と被災者住宅再建支援事業を行うことができ、3 月の福島県沖地震被災者との公平性が保て、今回の大雨被害での市町村間の公平性も保てます。**知事、いかがですか？**

●**再度検討を強く求めておきます。次に**

【治山施設災害復旧費・災害関連緊急治山費】について質疑順序を変えて伺います。

① 災害で壊れた箇所をその都度、復旧させる治山事業は当然ですが、あらたな土砂災害防止や下流域への負荷軽減のために「減災対策としての治山事業」を行う事がとても大切だと考えます。また、今回災害復旧に向けて河川調査費も計上されていますが、流域治水計画の重要な柱にも、森林が削られすでに裸地となっている箇所への植林や育樹、森林の機能を高める間伐などの治山事業を位置付けるべきと考えます。**（言い切り）**

② 宮城県には重大な事に、林地開発によって失われた森林を復活させる施策が一切ありません。私共会派が独自に計算した所、FIT 制度が始まった 2012 年 7 月以降だけでもメガソーラーだけで楽天命パーク宮城 1070 個分の森林が失われ、さらに消失面積が広がっています。これら県知事による林地開発許可によって施工された場所は、森林が削られ裸地となっていますが、植林で森林に戻すことが義務付けられていません。**開発行為者に施工後の森林の回復、植林等を義務付けるべきではありませんか？**

- ③ 森林を切り開いて再生可能エネルギー施設を新たに設置する事業者に対し、宮城県が、2024 年から課税する方針を発表したことについて、住民との合意形成が不十分なまま、大規模太陽光発電施設が着工されようとしている（新しい課税について）丸森町・耕野の共同代表からは「新しく着工する事業社のみへの課税となると、それまでの期間の駆け込み着工や駆け込み事業を呼び込み、逆効果になる場合もある」と懸念する声も上がっています。

知事の思いが、「再エネ事業といっても森林区域への開発はできるだけ抑制させたい」「大規模太陽光だけでなく、大規模風力等も対象」だと、大きく前進した事は敬意を表しますが、森林保全のための乱開発規制はまったなしです。

まずは 10 月 1 日施行の発電施設の設置等に関する条例を、より実効性あるものに改定するために、①県土の 1%しか対象としていない穴だらけの条例の対象を、県土の約 60%を占める森林全体に広げる事②その際、発電方法を問わず、全ての再エネ事業に対象を広げる事③出力規模を 50kw から 10kw に広げる事④条例違反事業者の FIT 認定取り消しを速やかに経産省に通報する事。以上 4 点について、条例改定を求めます。いかがですか？

- ④ 7 月大雨の際、大郷町では東日本大震災後に県が林地許可した土取り場 15カ所やソーラーパネルによる開発によって総面積約 289ha の森林が削られ、山の保水力がなくなり、土が流され、川底に溜まる等、水害リスクを高めています。大郷町内において林地開発許可された箇所は土砂崩壊を起こしました。林地開発許可にあたっては、県と市町のタテ割りではなく、市町村と連携して事前に森林全体に対して開発限度を定め、総量規制のルール創設が必要と考えます。いかがですか？

森林保全のための乱開発規制はまったなしである事を強く指摘し質疑を終わります。